

裁判所法逐条解说 (下)

(第六十九条、第八十三条・附则)

ない趣旨のものではない。たとえば、司法修習生(六六)は、将来法曹となるために修習中の者であるから、これを入廷させることは可能である。さらに、一般的に、特別の必要がある者の入廷を許すことも、さしつかえないものというべきである(注一)。なお、この許可は、公開停止の一部解除のような性質を有すると考えられるから、裁判所が行なうべきものではあるが、裁判官の全員一致の意見による必要はなく、過半数の意見によれば足りるものと解する(後記4参照)。

3 対審の公開を停止した場合、解除の措置がとられない以上、その効力は、その後の期日にも及び(注二)、したがって、各期日ごとに本条所定の手續を行なう必要はない。もつとも、公の秩序または善良の風俗を害するおそれが、継続して認められなければならないことは、当然である。

4 対審の公開を停止した場合でも、公の秩序または善良の風俗を害するおそれがなくなった場合は、裁判所は、公開の停止を解除しなければならない。公開停止を行なうための決定は、裁判官の全員一致の意見による(憲八二II)が、これは、裁判の公開という大原則に対する例外の措置をとるために、特に慎重な手續を要求したものであつて、これを解除するのは、公開の原則に戻るから、通常の裁判の場合(七七I)と同様に、裁判官の過半数の意見で足りるものと解する。

(注一) 藤子一氏「裁判法」二〇二頁。

(注二) 昭二四・一二・二〇最高三小法廷判決(刑集三巻二二二〇三六頁)。

四 裁判所は、対審を公開しないで行なつた場合においても、「判決を言い渡すときは、再び公衆を入廷させなければならぬ。」

1 憲法上、裁判の対審は、一定の範囲内で、公開しないで行なうことができるが、判決は、裁判の公正を確保

するため、必ず公開して行なわなければならないものとされている(憲八二)。公開とは、前述のように、一般の傍聴を許すことであるから、非公開で対審を行なつていた事件の判決を言い渡すときは、再び公衆を入廷させなければならないのである。

2 公開の停止は、対審についてのみ行なうことができるのであるから、公開を停止する旨の決定は、対審手續の終了とともに当然失効するのであり、判決を言い渡す際に、公開停止の解除の措置を要するものではない。ただし、手續を明確にするため、公開に復帰する旨を言い渡すのが適当であろう(注)。

3 「判決を言い渡す」には、裁判長(または裁判官)が主文(さらに、民事訴訟事件にあつては、相当と認めるときは理由または理由の要領、刑事訴訟事件にあつては、理由または理由の要旨)を朗読することとされている(民訴法一八九、刑訴規三五)。裁判長が右の手續を行なうに先立つて、一般傍聴人の入廷を許さなければならない。「入廷させなければならない」とは、一般傍聴人の入廷禁止を解除する趣旨であり、積極的に入廷させるよう処置を講ずる必要はなく、従前の公開禁止の掲示を撤去する等の処置で足りると解する。

(注) 民事訴訟の場合は、判決宣告期日の公判調書に、公開で行なわれた旨の記載は要しない(刑訴規四四一B、昭二三・六・一四最高大法廷判決、刑集二巻七号六八〇頁)が、対審と判決宣告とが同一期日に行なわれるような場合には、公開に復帰したことを明示すべきである(歌野益三郎氏「公判調書」法律実務講座刑事編七巻一六二〇頁)。民事訴訟の場合は、判決官が公開で行なわれた旨を調書上記載しなければならぬ(民訴法一四三六)。

第七十一条 (法廷の秩序維持) 法廷における秩序の維持は、裁判長又は開廷をした一人の裁判官がこれを行う。裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退廷を命じ、その他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は処置を執ることが出来る。

一 本条は、法廷の秩序維持について規定したものである。

二 (一) 裁判は、具体的事件に、法を適用することによつて、これを解決するものであり、裁判によつて、民主主義の基礎である法の支配が確保されるのであるから、裁判の重要な部分が行なわれる場所である法廷の秩序維持なくしては、法の権威を保つことはできない。また、裁判を行なうには、対立当事者間の複雑で深刻な争いに関して、事実を確定し、法律を適用しなければならぬのであつて、静粛に、かつ秩序正しく審理が行なわれて、はじめて、迅速で適正な裁判を行なうことができるのである。このような理由から、法廷では、とくにその秩序を維持する必要があるもので、本条において、これについて規定したものである(注1)(注2)。

(注1) 裁判所構成法は、法廷の秩序維持について、次のとおり、かなり詳細な規定を置いていた。

第一〇八条 開廷中秩序ノ維持ハ裁判長ニ属ス

第一〇九条 裁判長ハ審問ヲ妨クル者又ハ不当ノ行状ヲ為ス者ヲ法廷ヨリ退カシムルノ權ヲ有ス

前項ニ掲ケタル違反者ノ行状ニ因リ之ヲ勾引シ閉廷ノ時マテ之ヲ勾留スルノ必要アリト認ムルトキ裁判長ハ之ヲ命令スルノ權ヲ有ス閉廷ノトキ裁判所ハ之ヲ釈放スルコトヲ命シ又ハ五日以下ノ罰金若ハ五日以内ノ拘留ニ処スルコトヲ得

此ノ処罰ニ対シテハ上告ヲ許シ控訴ヲ許サス且其ノ所為ノ軽罪若ハ重罪ニ該ルヘキモノナルトキハ之ニ対シテ刑事訴訟法ニ依リテ行フコトヲ得

第一一〇条 前条ノ規程ハ左ノ變更ヲ以テ当事者証人及鑑定人ニモ亦之ヲ適用ス

第一 裁判所ハ閉廷ヲ待タズシテ本条ノ違反者ヲ即時ニ罰スルコトヲ得

第二 違反者原告ナルトキハ裁判所ハ処罰ノ上仍本人宥恕ヲ請フカ又ハ恭順ヲ發シテ不敬ノ罪ヲ謝スルマテ其ノ審問ヲ中止スルコトヲ得

第一一一條 裁判長ハ不当ノ言語ヲ用ケル弁護士ニ対シ同事件ニ付引張キ陳述スルノ權ヲ行フコトヲ禁スルコトヲ得其ノ禁止ハ此ノ行状ニ付懲戒上ノ訴訟ヲ為スコトヲ妨ケス

第一一二條 裁判所ノ開廷中秩序ヲ維持スル為第百九條第百十條及第百十一條ヲ以テ与ヘタル權ハ予審判事又ハ受命判事又ハ法律ニ従ヒ其ノ職務ヲ行フ試捕モ亦之ヲ行フコトヲ得

此ノ場合ニ於テノ異議ハ二十四時以内ニ其ノ判事又ハ試捕ニ之ヲ申出ルコトヲ得
予審判事又ハ其ノ命ヲ受ケタル試捕ノ命令ヲ為シタル場合ニ於テハ其ノ判事ノ属スル裁判所ノ刑事部若ハ刑事交通部ニ於テ前項ノ異議ヲ裁判ヲ受命判事又ハ其ノ命ヲ受ケタル試捕ノ命令ヲ為シタル場合ニ於テハ其ノ判事ニ命シタル裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス

第一一三條 第百九條第百十條第百十一條及第百十二條ヲ以テ与ヘタル權ヲ行ヒタルトキハ訴訟ノ記録ニ之ヲ記入シ及其ノ理由ヲ記ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ所為ノ重罪若ハ輕罪ニ該ルヘキモノナルカ又ハ懲戒上罰スヘキモノナルトキハ詳細ニ之ヲ記入シ裁判長ハ其ノ事件ヲ更ニ処分スルノ權アル官庁ニ報告ヲ為ス

(注2) 各圖においても、法廷の秩序維持およびその制裁等に関して、法律等で定めている。その主なものは、次のとおりである。

イギリスおよびアメリカ

裁判所侮辱の制裁は、英法では判例法、米法では判例と立法にその根拠を置いているが、英米において裁判所侮辱とは、一般的にいって、司法の威信を害する行為をいい、大別して次の四つの類型に分類される。

- (1) 裁判所の面前で行なわれる侮辱
 - (2) 裁判所の直接の面前ではないが、しかも司法の運用を害するような行為
 - (3) 出版による侮辱で、裁判所に係属中の事件について不当な批難を加える行為
 - (4) 裁判所の発した令状、その与えた判決または命令を無視してこれに従わない行為
- このうち、(1)は直接侮辱と呼ばれ、英国の判例によれば、法廷における判事への侮辱的言動、証人の正当な理由なき宣言拒否、法廷内での紊乱行為などがこの範疇に入り、またここで法廷という中には、厳密な意味の法廷だけでなく、司法官たる地位で、判事が職務を行なう場合が含まれる。
- 右の直接侮辱の制裁は、陪審の関与しない略式手続によつて、すなわち裁判官によりその場で即決によつて科せ

第七十一条 (法廷の秩序維持)

られ、その科刑は裁判官の自由裁量に委ねられている。

なお、裁判所侮辱に関する米國連邦法および米國連邦最高裁判所制定の規則として、次のものがある。

連邦刑法 (18 U.S.C.)

第二章 法廷侮辱

第四〇一条 裁判所の権限

連邦裁判所は、その権威に対する次の侮辱に限り、その自由裁量により罰金または拘留で罰する権限を有する。

- (1) 裁判所の面前またはその裁判の運用を害する程その近くで行なわれた不正行為
- (2) 裁判所の官吏が職務上なした不正行為
- (3) 合法的な令状、命令、決定、判決に対する不服従または反抗

連邦地方裁判所刑事訴訟規則 (一九四六年)

第四二条 法廷刑事侮辱罪 (Criminal Contempt)

- (a) 略式処分 裁判官が法廷刑事侮辱罪を構成する行為を自撃または間知し、かつその行為が現実に裁判所の面前で行なわれたことを確証したときは、略式手続によつて法廷侮辱罪を処罰することができる。処罰の命令には、犯罪事実を記載し、裁判官が署名し、記録にこれを記入しなければならぬ。
- (b) 通知および審問による処分 法廷刑事侮辱罪は、本条(a)項に定める場合を除き、通知にもとづいてこれを訴追しなければならぬ。通知書には防禦の準備のため、相当の期間をおいた審問の日時、場所を記入し、訴追される法廷侮辱罪を構成する要件事実を述べ、かつこれに法廷刑事侮辱罪と記載しなければならぬ。通知は、公開の法廷で、被告人の面前で、裁判官が口頭でこれをし、連邦検察官または裁判所が特に選任した代理人の申立あるときは、理由開示の命令または逮捕命令を發してこれをしなければならぬ。連邦議会の制定法にその旨の規定あるときは、被告人は陪審による審理をうけることができる。被告人には、この規則の定める所により保釈を許すことができる。訴追された法廷刑事侮辱罪が、裁判官に対する不敬または裁判官の批判を内容とするときは、その裁判官は、被告人の同意がある場合を除き、当該事件の審理または審問に参与することができない。陪審の有罪判決または裁判所の有罪認定があつたときは、裁判所は刑を定める命令を記録しなければならぬ。

ければならぬ。

なお、英米法の裁判所侮辱罪制について、伊藤正巳氏「裁判所侮辱の諸問題」、末延三次氏「英米法における法廷の秩序維持について」(刑事裁判資料四四号)、岡氏「英米における法廷秩序」(法学協会雑誌六八巻四号)、エル・イー・オートー氏「法廷侮辱罪について」(檢察研究所資料二七号一九九頁)、高柳賢三氏「コンテンプト・オブ・コート」(法曹時報四巻八号一頁)、伊藤正巳氏「英米における裁判所侮辱について」(法曹時報四巻八号二五頁)、スタンレー・A・リース氏「最高裁判所事務総局渉外課訳「法廷侮辱」」(法曹時報四巻八号五三頁)参照。

ii 西ドイツ

裁判所構成法に、次の規定がある。

第一七六条 法廷内に於ける秩序を維持するのは、裁判長の任である。

第一七七条 当事者、被疑者、証人、鑑定人又は審問に關係のない者であつて、秩序を維持する為に発した命令に従わないものは、裁判所の決定を以て法廷から退かしめ、なお之を拘引し、決定中で定められるべき、二十四時間を超えない時間を得ない時間中之を拘留することができる。

第一七八条 裁判所は当法者、被疑者、証人、鑑定人又は審問に關係のない者であつて、法廷に於て不当の行状を為すものに対し、刑事裁判上の訴追を留保して、罰金の秩序罰 (Ordnungsgeld) 又は三日以下の拘留を科し、直ちにこれを執行せしめることができる。

第一七九条 前条に記載した秩序罰の執行は、裁判長が直接為さしめることを要する。

第一八〇条 第一七六条乃至第一七九条に記載されている権限は、法廷外で職務行為を為す際に於ける、単独の裁判官に帰属する。

第一八一条 I 第一七八条及び第一八〇条の場合に於て、秩序罰が科せられたときは、連邦裁判所又は高等裁判所がしたものでない以上は、裁判の告知一週間の期間内にそれに対し抗告を為すことができる。

II 前項の抗告は、第一七八条の場合に於ては、停止の効力を有せず、第一八〇条の場合に於ては、停止の効力を有する。

III 抗告については高等裁判所が裁判する。

第七十一条 (法廷の秩序維持)

第七十一条 (法廷の秩序維持)

二四

第一八二条 不当の行状による秩序罰が科せられたとき、又は人を拘留したとき、又は審問に係る者や法廷から退席したときは、裁判所の決定及びそこに至る経過は調書に記載することを要する。

iii フランス

刑事訴訟法(一九五九年)に、次の規定がある。

【重罪法院に關し】

第三二二条 公判廷において、在席者が方法のいかんを問わず秩序を妨げたときは、裁判長は、これに退廷を命ずる。

前項の処置を執行するに當つて、その者が命令に抵抗し又は喧嘩の行為をしたときは、即座にこれに対して拘留状を執行し、裁判した上、二月以上二年以下の拘禁に処する。但し、司法官に対する侮辱及び暴行の行為者に対して刑法の定める刑の適用を妨げない。

その者は、裁判長の命令により、警察力を以て、公判廷から退出することを強制される。

第三二二条 被告人自身が秩序を妨げたときは、前条の規定を準用する。

被告人が退廷を命ぜられたときは、弁論の終了に至るまで、警察力の監視を付して法院内に監置する。各公判期日の後、第三二〇条第二項に定める手続を行う。

【軽罪裁判所に關し】

第四〇四条 (第三二二条と同文)

第四〇五条 被告人自身が公法廷において秩序を妨げたときは、前条の規定を準用する。

被告人が退廷を命ぜられたときは、拘留中でなくても、弁論の終了に至るまで、警察力の監視を付して裁判所に監置する。弁論の終了後、被告人を再び入廷させ、判決はその面前においてこれを言い渡す。

【控訴院に關し】

第五二二条 軽罪裁判所について定める規定は、次条以下に規定する場合を除き、これを控訴院に準用する。

【重罪裁判所に關し】

第五三五条 第四〇〇条から第四〇五条まで及び第四〇六条から第四〇八条までの規定は、重罪裁判所における

訴訟手続にこれを準用する。

但し、第四〇四条第二項に定める制裁は、検察官の申立によつて事件を受理した軽罪裁判所が、付帯事項を記載する重罪裁判所判事の作成した調書を審査した上でのみこれを言い渡すことができる。

【破棄院に關し】

第六〇一条 公開、法廷警察及び法廷の秩序に關する規定は、破棄院においてもこれを守らなければならない。

民事訴訟法(一八〇六年)に、次の規定がある。

第一〇条 当事者は判事の前で礼節を以て陳述し、司法に対して払うべき尊敬を失わないよう努めることを要する。

これに反する者あるときは、判事はまずこれに注意を与え、更に反覆累行するときは一〇(旧)フラン以下の罰金を言い渡し、且つこれとともにその判決を市町村において公示する旨を言い渡すことができる。

第一一条 判事に対し無礼又は非礼をなす者あるときは、判事は調書を作成し且つ三日以下の禁錮に処することができる。

第九一条 判事もしくは司法附屬吏をその職務執行中侮辱し又は威迫した者があれば、裁判長、受命判事、検事は各々その警察権を行う場所において、命令を以てこれを逮捕し、直に軽罪未決監に引致し、二四時間内にこれを尋問し、裁判所はこれを証明すべき検事の調書に基き審理の上、これに対し、一月以下の禁錮及び二五(旧)フラン以上三〇〇(旧)フラン以下の罰金を科すべし。

犯人を直に逮捕することができないときは、裁判所は欠席のまま二四時間以内に前項の刑を言い渡すべし。但しこの言渡を受けた者は自ら拘禁を受けた上、判決後一〇日以内に異議の申立をなすことができる。

第八九条 何人と雖も当事者の弁論、判検事の提示、裁判長の受命判事若しくは検事の尋問、告知、命令および裁判言渡の際に静粛を妨げ、賛否の挙動を示し、喧嘩を惹起し若しくはこれを刺激したときは、その方法の如何を問はず、法廷執達吏の戒告あるも直ちにこれに従わないときはこれを退廷せしめることを要する。これに従わない者はこれを逮捕し直ちに軽罪未決監に二四時間拘置する。軽罪未決監に収監するには裁判長の命令を呈示しなくてはならない。右命令はこれを公判調書に明記すべきものとする。

第九〇条 裁判所において職務を担当する者で妨害行為をなしたときは、前条の外その職務を停止す。第一回の停

第七十一条 (法廷の秩序維持)

二五

止期間は三か月以下とする。前条と同じくこの裁判は仮に執行することができる。
なお、大野実雄氏「仏國司法制度と法廷の秩序維持に就て」(司法研究二八編四号)参照。

(二) 本条に関連する法律として、「法廷等の秩序維持に関する法律」(昭和二十七年七月三十一日法律第二八六号)、最高裁判所規則として、「法廷等の秩序維持に関する規則」(昭和二十七年九月一日規則第二〇号)、「法廷の秩序維持等にあたる裁判所職員に関する規則」(昭和二十七年九月十六日規則第三三三号)、「裁判所傍聴規則」(昭和二十七年九月一日規則第二二二号)、「裁判所の庁舎等の管理に関する規程」(昭和四三年六月一日規程第四号)等がある。

(三) 法廷における秩序の維持は、「裁判長又は開廷をした一人の裁判官」が行なう。

法廷は、訴訟事件の対審および判決を行なう場所であり(注1)、そこでは特別の威信が保持されるとともに、静粛で秩序正しい手続が行なわれなければならない。そこで、この目的を達するために、法廷における秩序を維持するのは、手続の主宰者である「裁判長または開廷をした一人の裁判官」であることを明らかにしたものである。「裁判長」とは、合議制裁判所において、合議体を代表する裁判官をいい(九三、一八二、二六四、三二の四)、開廷をした一人の裁判官」とは、単独制裁判所における当該裁判官をいう(二六一、三二の四一、三五)。(注2)。法廷の訴訟指揮権(民訴法二二六、刑訴法二九四)および法廷警察権を行使する主体は、裁判長および開廷をした一人の裁判官(以下、本条の解説において、単に「裁判長」という。)であり(注3)、その意味で裁判長は、当該法廷の主宰者である。

(注1) したがって、本条は、非訟事件の審問、調停、家事審判手続、少年審判手続等には適用がない。これらについては、第七二条で規定されている。なお、法廷においては、勾留の理由開示等の手続も行なわれることがある。

(注2) 合議体にあつては、秩序維持のための処置を一々その決定によらしめることは適当でないと考えたものである。もつとも、たとえば、制裁を科するのは裁判所の権限とされている(法廷秩序法三一)。また、ドイツ裁判所構成法

は、遅延命令および制裁を裁判所の権限としている(第一七七条、第一七八条)。単独体にあつては、当該裁判官が、裁判長の地位において、また、裁判所としてその権限を行使するが、本条の権限は、裁判長の地位において行使することになるわけである。

(注3) 訴訟指揮権は、本来、裁判所に属し、裁判長は、口頭弁論または公判等において、合議体を代表して、この権限を行使する(民事につき、菊井、村松氏「民事訴訟法」四〇四頁、三ヶ月章氏「民事訴訟法」、刑事につき、岸盛一氏「訴訟指揮と法廷警察」法律実務講座刑事編五巻一〇一五頁参照)。また、法廷警察権も、本来裁判所に属するものをその代表機関として、裁判長が行使するにほかならない(岸氏前掲一〇四五頁)。

(二) 裁判長は、法廷の「秩序の維持」にあたる。ここに「秩序の維持」とは、法廷の威信と静粛で秩序正しい手続を確保するために執られる一切の処置をいう。その具体的な内容は、第二項に規定されている。秩序を維持するためには、手続の行なわれている法廷において、臨機応変の処置が執られる必要があるため、当該法廷を主宰している裁判長に、この権限の行使を委ねたものである。この権限は、講字上、「法廷警察権」(注1)(注2)と呼ばれる。法廷警察権は、事件の實質的内容とは無関係に、審理中の法廷の秩序一般を維持するためのものであつて、訴訟の迅速な処理と審理の完全を期するために、事件の實質的内容に即して訴訟手続に秩序を与えて行く訴訟指揮権とは区別されている(注3)。法廷警察権の行使は、裁判長の権限であると同時に職責でもあるといわなければならない(注4)。

(注1) 法廷警察権の本質については、これを、裁判権の不可欠の一部として、裁判機関たる裁判所(裁判長)が行使する権限と解する見解(裁判権説——井上正治氏「法廷侮辱」七一頁以下)と、裁判権に密接不可分に関係する司法行政権であつて、法律により裁判機関たる裁判所(裁判長)に与えられたものと解する見解(司法行政権説——岸盛一氏「訴訟指揮と法廷警察」法律実務講座刑事編五巻一〇四四頁、羽生田利朝氏「法廷警察権の研究」司法研究報告第五輯第一号二二〇頁以下。裁判所構成法当時の見解として、下山四郎氏「法廷警察権」法曹会雑誌九巻五号

三四頁、中島弘道氏「法廷警察」法律学辞典第四卷二四九頁等)とに分かれている。いずれにしても、裁判権に密接に附随する権限(田中耕太郎氏「法廷秩序維持の諸問題」法曹時報五卷一頁一九頁は、これを「司法権の正当防衛行為」と表現される)であることについては、異論のないところである。

(注2) 法廷警察権の作用は、一般に、予防作用、妨害排除作用および制裁作用から成るものとされているが、本条に定める裁判長の法廷警察権は、右のうち、主として、妨害排除作用について規定しているものである。

(注3) 高田卓爾氏「刑事訴訟法」四一五頁、青柳文雄氏「新訂刑事訴訟法通論」五七〇頁。なお、平野竜一氏「刑事訴訟法」一七〇頁は、法廷警察権を広義の訴訟指揮権に含めている。

(注4) 昭三三・一〇・一五最高大法廷決定(刑集一二卷一四号三二九一頁)、昭二三・八・一九第一三九号「裁判所の審理妨害に対する措置について」最高裁判所通達、昭二八・九・二六総裁第二一〇号「法廷の威信について」最高裁判所通達参照。

裁判長は、「法廷における」秩序の維持にあたるものとされている。

1 「法廷における」とは、第一に、法廷においてなすべき手続の行なわれている場所を意味する。それは、通常は、法廷の内部であるが、法廷の秩序を維持するに必要な限り、法廷の内外を問わず裁判官が秩序をみだす行為を直接目撃または間知しうる場所をも含むものと解されている(法廷警察権の場所的限界)(注1)。

2 「法廷における」とは、第二に、法廷においてなすべき手続の行なわれている時間と解されている(法廷警察権の時間的限界)(注2)。したがって、たとえば、審理の開始を妨げる行為、あるいは審理終了後裁判官が法廷で職務整理中のような時間にも、法廷警察権は及ぶ。合議のための一時退廷中も、審理中として、法廷警察権が及びうる と解するのが一般である(注3)。

3 法廷警察権の時間的および場所的限界の範囲外にある行為(たとえば、法廷警察権にもとづいて退廷させられた

傍聴人が依然として庁舎内ではあるが法廷警察権の及ばない場所で、喧嘩行為を続けるような場合等)については、もはや、裁判長は、何の処置もとらず(注4)、純粋に司法行政権の問題となる。法廷警察権によつて退廷させられ、法廷における審理を傍聴する自由を失つた者は、他に正常な職務を有しない限り当該庁舎内に適法に留まる権利を有しない(注5)。したがって、その庁舎の管理者(注6)は、右の者に対して、場合によつては、庁舎外への退去を要求することができ(注7)、右の者が退去の要求に応じない場合、その行為は建造物不退去罪(刑一三〇)を構成する。

(注1) 昭三二・七・一七最高三小法廷判決(刑集一〇卷七号一二二七頁)

(注2) 昭三一・七・一七最高三小法廷判決(刑集一〇卷七号一二二七頁)、岸盛一氏・前掲一〇四六頁以下

右判決では、「法廷の開廷中およびこれに接する前後の時間」と判示されており、「開廷中」の意味をどう解するかは問題である。右判決の足立調査官解説(「最高裁判所判例解説」刑事編昭和三二年度二四〇頁以下)では、「開廷中」の意味は、「審理中」の意味に解すべきであるとか、とされる。

(注3) 岸盛一氏前掲一〇四六頁以下、羽生田利朝氏前掲一二八頁

(注4) ただし、「退廷命令に基づき法廷外の何処まで退廷を執行し得るかは、法廷の秩序維持を必要とする具体的状況によつて異なる。(傍聴人が多数で喧嘩をきわめているような場合は、法廷の位置および附近の状況等に照らし、)退廷命令にもとづきその執行として、裁判官の指揮により右法廷の存する建物の外まですなわち右喧嘩を聞き得ない場所まで退去させることを得るものと解するのが相当である。」(昭三一・七・一七最高三小法廷判決、刑集一〇卷七号一二二七頁)

(注5) 「官公署の庁舎の出入口及廊下等がその執務中一般に開放せられているのは、その執務に関連して、正常な職務を帯びて民衆の出入することが予期せられる関係上、これが便宜に依せんとするものに過ぎない。」(昭二四・六・一六最高一小法廷判決、刑集三卷七号一〇七〇頁)

(注6) 最高裁判所にあつては最高裁判所事務総局総務局長、高等裁判所にあつては高等裁判所事務局長、地方裁判所第七十一条 (法廷の秩序維持)

第七十一条 (法廷の秩序維持)

三〇

(管轄区域内の簡易裁判所を含む)にあつては、地方裁判所長、家庭裁判所にあつては家庭裁判所長(裁判所の庁舎等の管理に関する規程二一)。

管理者に差支えがあるときは、最高裁判所にあつては最高裁判所事務総局総務課長が、高等裁判所にあつては高等裁判所事務局長が、地方裁判所(管轄区域内の簡易裁判所を含む)又は家庭裁判所にあつては、司法行政事務について地方裁判所長又は家庭裁判所長を代理する職員が、管理者の職務を代理する(同規程二三)。また、管理者は、必要があると認めるときは、当該裁判所(地方裁判所にあつては管轄区域内の簡易裁判所を含む)の職員にその事務の一部を委任し、または代理させることができる(同規程二四)が、この受任者または代理者は、原則として、高等裁判所、地方裁判所および家庭裁判所の支部については当該支部の支部長、独立の庁舎を有する簡易裁判所については当該裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官とすものとされている。(昭四三・六・一〇最高裁監第四〇号「裁判所の庁舎等の管理に関する規程の運用について」最高裁事務総長依命通達)

なお、国有財産の管理については、国有財産法、下級裁判所会計事務規程等により定められているが、裁判所の庁舎等の管理に関する規程は、国有財産法にいう国有財産管理の一部のほかは、同法をもつて処理しえない問題をも含めて規制したものである。

(注7) 裁判所の庁舎等の管理に関する規程第二二条参照。

四 裁判長は、法廷警察権を行使するが、その際、補助者を用いることができる。補助者としては、廷吏(六三二)

(注) 裁判長または一人の裁判官が法廷の秩序維持のため命ずる事務を取り扱うべきことを命じられた職員(法廷の秩序維持等にあたる裁判所職員に関する規則一)および警察官(七一の二)がある。

(注) 法廷等の秩序維持に関する事務に従事する職員として、法廷警備員がある(昭二七・一一・一五総二第一三六号「下級裁判所における法廷等の警備体制について」最高裁総務局長事務取扱依命通達。法廷警備員は、裁判所事務官または雇の中から命じ、同時に廷吏に併任されることとなつており(昭三六・一二・二五人任第二七一〇号「裁判所事務官および雇に法廷警備員を命ずる場合の資格基準等について」最高裁人事局長依命通達)、独立の官職を構成するものではない。

四 裁判長は、「法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退廷を命ずることができ。

1 法廷の威信と静粛で秩序正しい手続を確保するためには、これを妨げる者に対して、事態に應じた適切な処置がとられなければならないが、法廷警察権の行使は、傍聴の自由あるいは報道の自由さらには、弁護権、裁判を受ける権利等にも影響するきわめて重大な権限であるから、決して恣意的に行なわれてよいものではない。そこで、法廷警察権の対象となる行為を明らかにするとともに、法廷警察権に基づく処分として、退廷を命ずることができることをとくに明示したものである。

2 「法廷における裁判所の職務の執行を妨げ」る行為とは、法廷における静粛で秩序正しい手続の進行を妨害する行為であり、裁判官その他裁判所職員、検察官、弁護士、被告人等に対する暴行および暴言ならびに喧騒行為が代表的なものである。訴訟指揮権にもとづく裁判ないし処分に対しては、一定の場合、異議を申し立てることができる(民訴法二二九、刑訴法三〇九二)が、この異議申立の方法によらないで、または異議申立が却下もしくは棄却されたにもかかわらず、訴訟指揮に従わない場合も、同様に、裁判所の職務の執行を妨げる場合にあたる。

3 「不当な行状」とは、法廷において一般に守られるべき節度のある行為、態度、服装等をいう。飲酒路町のうえでの入廷、廷内での飲食喫煙、異様な服装(注1)、暴言、暴行等がこれにあたる。これらは、多くの場合、法廷における裁判所の職務の執行を妨げることとなるであろうが、かりに、職務の執行を妨げるに至らなくとも、これらの行状自体、法廷の威信を傷つけるものとして、法廷警察権の対象となるのである。

第七十一条 (法廷の秩序維持)

三一

- 4 法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、または不当な行状をする者は、それが、訴訟関係人(注2)、傍聴人のいずれであるかを問わず、すべて、法廷警察権の行使を免れることはできない。
- 5 裁判長は、これらの行為をなす者に対し、「退廷を命」ずることができる。
 - (1) 「退廷」とは、法廷の外に退去することである。通常は、法廷の外に退去すれば、庁舎内に留まつていても退廷したことになるが、退廷を命じられた者の数、喧嘩の度合、法廷の庁舎内における位置等からみて、必要性の認められる場合は、法廷の存する庁舎の外まで退去させることもできる(注3)。
 - (2) 退廷命令を発するには、命令の対象となる者を特定しなければならない。退廷すべき者が、訴訟関係人等で、その氏名が明らかであるときは、その氏名によつて特定するが、氏名の明らかでない傍聴人のような場合は、座席の位置、服装等を述べて特定する。また、必要な場合は、全被告人あるいは全傍聴人を対象として命令を発することもできる。命令は、事の性質上、当然、口頭で発せられる。退廷を命ぜられた者が自発的に退廷する場合は、退廷命令は、強制力をもつて執行される。その際、裁判長は、廷吏、法廷の秩序維持等に当たる裁判所職員に関する規則第一条により任命された職員または法廷における秩序を維持するため派出された警察官(七一の二)に対し、退廷命令を執行すべきことを命ずる。この執行命令も、なんらの方式を要せず、口頭で、執行すべき旨を告げれば足りる。退廷命令は、通常、一人または数人の者を対象として、審理妨害行為または不当行状の発生した都度、発せられるものであるが、これらの行為が連続し、発生の都度退廷を命じていたのでは到底法廷の秩序を維持できないことが予想されるような場合は、あらかじめ法廷内の者全員に喧嘩行為に及んだ者は即刻退廷すべき旨を命じ、同時に廷吏等の補助者にも喧嘩行為に及んだ者を現認し次第退廷させるべき旨を命じておく、いわゆる条件付退廷命令を発することも可能である(注4)。

ると解する(注4)。

- (3) 被告人が審理の途中で退廷を命じられた場合は、被告人不在のまま審理を進めることができ(注5)、さらに、その陳述を聴かないで判決をすることもできる(刑訴法三四一)。これに対し、弁護人がなければ開廷できない場合において、弁護人が退廷を命じられた場合は、裁判長が職権で弁護人を付さない以上、審理を進めることができない(同法二八九)。また、民事訴訟において、当事者または代理人が退廷を命じられた場合は、その時点から(注6)当事者の不出頭の場合と同様に取り扱つて審理を進めればよい(民法一三八、一四〇Ⅲ、三三八)。

(注1) 法廷内において、はちまき、ゼッケン、胸章等を着用することは、通常「不当な行状」に当るであろう。

(注2) 訴訟代理人、弁護人等を含む。検察官に対しても当然適用がある。もつとも、裁判所構成法当時は、検事には及ばないとする説もあつたようである(岸盛一氏前掲一〇四六頁)。

(注3) 昭三一・七・一七最高三小法廷判決、刑集一〇巻七号一一二七頁)は、「……傍聴人は多数であり、その上右退廷命令発令前既にこれらの傍聴人は静粛に退廷することを肯んぜず喧嘩を極め、一部の者は警備員に対し反抗的態度にすら出ていたのである。かかる場合においては、本件建物内部の構造殊に本件法廷の位置およびその附近の状況に照らし、退廷命令に基づきその執行として、裁判官の指揮により右法廷の存する建物の外まですなわち右喧嘩を聞き得ない場所まで退去させることを得るものと解するのが相当である。」としている。

(注4) 昭二八・二二・四東京高判決(高裁刑特報三九号二二二頁)
なお、条件付退廷命令を、廷吏等による法廷警察権の代行と解する説もある(羽生田利朝氏前掲一五八頁以下)が、法廷警察権は、裁判長に専属すると解すべきであるから、むしろ退廷命令の発効が条件に係つていないものと解する(井上正治氏前掲七九頁以下、岸盛一氏前掲一〇四五頁以下)。

(注5) 平野竜一氏「刑事訴訟法」一五七頁、青柳文雄「新訂刑事訴訟法通論」四八七頁等。

(注6) したがつて、たとえば、退廷を命じられた者が、その時までにある程度弁論をなしており、相手方が不出頭であ

る場合は、民事訴訟法第二三八条は適用にならない。

四 裁判長は、法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、または不当な行状をする者に対し、退廷命令以外の措置として、「法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は処置を執ることが出来る。」

1 法廷の秩序を維持するためには、突発的に発生する事態に応じて迅速で適当な措置をとることができなければならない。その措置の一つとして、法廷の秩序をみだす者に対して、退廷を命ずることが出来るのである。しかし、法廷の秩序をみだす行為は、さまざまな形であらわれるのであり、退廷命令では、生じた事態に対応できない場合があり、また、退廷まで命じなくとも、より軽度の措置で十分にまかなえる場合もある。そこで、裁判長が、法廷の秩序を維持するため、弾力的な措置をとることが出来るように、広範な裁量の権限を規定したものである。

2 「法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ」とは、法廷における秩序をみだす者があつた場合、秩序を回復するために必要と認められる、退廷以外の行為をし、または一定の行為をしないことを命ずることである。裁判長は、法廷の秩序を維持するために必要であると認める限り、各種の命令を発することが出来る(注1)(注2)。二種以上の命令をあわせて発することもできるし、一つの命令が守られない場合に別の命令を引き続いて発することもできる。この命令は、強制的に執行することができるものであり、しかも、これに従わない場合は、法廷等の秩序維持に関する法律第二条の制裁を科され、または、本法第七三条の刑罰を科されることもあるのであるから、対象者に到達しうべきものであることを要する。そのための伝達の方法としては、裁判長みずから口頭で告知するほか、廷吏等をして告知せしめ、あるいは、法廷内外に掲示を行なう等、事態に応じた種々の方法をとらう。

3 必要な「処置を執る」とは、法廷における秩序をみだす者があつた場合、秩序を回復するために、前述の命令の方法によらず、事実行為をもつて対処することをいう。秩序をみだす者に対し、説諭を行なつたり、再び秩序をみだす行為に及んだ場合は退廷命令等を発する旨を警告することのように、直接、審理妨害者等に対して処置をとることのほか、派出所警察官をして法廷の内外を警備させること(七一の二)のように、間接的にこれに対処することまで含まれる。

(注1) この命令の一つとして、拘束命令、隔離命令を出しうるとの見解がある(羽生田利朝氏前掲一四三頁、同氏「裁判所法第七一条の命令又は処置」、判例タイムズ第一八号一八頁)。裁判所構成法においては、裁判長に違反者を勾引、拘留する権限を認めていた(一〇九頁)が、本法では、裁判長の権限として、退廷命令が例示されているのみである。したがつて、退廷命令以上に重大な措置は、認められていないものと考へる。そして、拘束命令、隔離命令は、退廷命令以上に、命令を受ける者の人権に重大な影響を与えるものであるから、本法で定める権限には含まれていないと解する(井上正治氏前掲九四頁以下)。もつとも、裁判所は、法廷等の秩序維持に関する法律第三条第二項により、同法第二条第一項所定の行為をした者を拘束することができる(法廷等の秩序維持に関する規則二一参照)。なお、本法の命令は、あくまでも、法廷の秩序をみだす行為を排除するためのものでなければならず、制裁の意味しか持ちえないような命令を発することは許されない。

(注2) 法廷秩序維持のための命令には、その必要に応じて、種々の類型のものが考えられる。実務上または學問上問題とされている主な命令を掲げると次のとおりである。

i (入廷命令) 訴訟関係人が入廷を拒否する場合に発するが、法廷警察権の場所的、時間的限界の範囲内でなければならぬから、実際上、入廷すべき者が法廷の出入口等法廷に近接した場所にいる場合で、しかも退廷中またはそれに接する時点に限られる。右以外の場合には、たとえば、被告人については、勾引状(刑訴法五八二)を発し、弁護人については、必要な場合に、職務で別に弁護人を付する(同法二八九頁)方法によらざるをえない。もつとも、民事訴訟については、当事者等の不出頭に伴う不利益(民事訴訟法一四〇頁、二三八)を科すれば、それで十

第七十一条 (法廷の秩序維持)

分である。

ii (入廷禁止命令) 入廷して法廷の秩序をみだすおそれのある訴訟関係人や傍聴人に対して、発することができ、廷吏等をして法廷の入口を警備させて入廷を禁止させ、あるいは法廷の入口に掲示を行なう等の処置をとることになる。

iii (在廷命令)

刑事訴訟においては、被告人は、裁判長の許可がなければ、退廷することができず、裁判長は、被告人を在廷させるため相当な処分をすることができることとされている(刑訴法二八八)。被告人が勝手に退廷する場合は、被告人不在のまま審理を進めることもできる(同法三四一)が、秩序維持のため相当と認めるときは、在廷命令を発して、強制的に在廷せしめることもできる。被告人の在廷義務に関する右の規定は、検察官および弁護人にも準用されるものとされている(小野清一郎氏ほか「刑事訴訟法」五六八頁、岸前掲一〇四九頁)。

iv (着席命令) 傍聴人は、通常、つねに着席していなければならないものであり、訴訟関係人は、発言する場合は、同様に着席していなければならない。したがって、裁判長の許可を得ず、みだりに起立する者に対しては、着席命令を発しうる。

v (起立命令) 法廷の品位と円滑で秩序正しい手続のために、訴訟関係人は、法廷で発言する際には、通常、起立してこれを行なうのが相当であるとされている(昭二四・三・七総二第一七号「福岡法曹協議会における協議部解事項について」最高裁判所事務局長通達、昭二七・九・一九総一第一〇号「弁護士に法廷における起立の法的根拠について」最高裁判所事務局長回答、昭二七・一一・二九総一第一三七号最高裁判所事務局長事務取扱通知。なお、昭二四・一・一一刑二第三二八号「検察官の起訴状朗読等の際における被告人の起立について」最高裁判所事務局長通達は、検察官が起訴状等を朗読し、またはいわゆる論告をする際には、必ずしも被告人は、起立する必要がないとしている)。従つて、起立が勵行されないときは、裁判長は、起立を命ずることができる。もつとも、訴訟代理人、弁護人等が、証人尋問等に際して手控をとる場合のように、着席のまま発言する方が便宜である場合は、裁判長の承認のもとに着席して発言することができる(前掲昭二七・一一・二九総一第一三七号最高裁判所事務局長事務取扱通知)。

vi (発言禁止命令)

訴訟関係人が、尋問および陳述を行なうに際して、法廷の秩序をみだすような不当なことを発し、将来も発するおそれのある場合、または尋問および陳述についての裁判長の訴訟指揮(民訴法一二六II、二九四IV、刑訴法二九五)に従わない場合に、その者の将来の発言を禁ずる命令を発する。訴訟指揮として行なわれる発言禁止の命令(民訴法一二六II、二九四IV、刑訴法二九五)とは本来異なるものであるが、場合によっては区別が困難であることも予想され、しかも法廷の秩序を維持するために発せられた命令の違反には制裁等の科される場合もあるから、必要に応じ、法廷の秩序を維持するための発言禁止命令であることを明らかにするのが妥当である。また、傍聴人は、いつさい発言の権利を有しないものであるから、これが発言を求めるときは、つねに発言を禁止することができる。

(注) 裁判長の法廷警察権にもつとく命令または処置に対して、不服を申し立てることができるかどうかについては、とくに刑事訴訟の関係で、意見の分かれるところである(注)。

(注) 不服申立を許さないとする見解は、多くは、法廷警察権を司法行政権と解し、審判目的に即して、裁判長の職務の決断により一方的になされるものであるから、訴訟指揮権とは異なる、不服申立の対象とはならないものとし、刑事訴訟法第三〇九条第二項(旧刑事訴訟法第三四八条)の「裁判長の処分」には、法廷警察権にもつとくものは含まれないと解するものである(羽生田利朝氏「法廷警察権の研究」一六一頁以下、裁判所構成法時代の解釈につき、下山四郎氏「法廷警察権」法曹会雑誌九卷六号四三頁以下、草野豹一郎氏「裁判長の法廷警察権と異議の申立」法律新聞三二一〇号三頁以下、中島弘道氏「法廷警察」岩波法律学辞典)。この場合、法廷警察上の処分は不服申立を許し、これに不応待していることは、法廷秩序の維持という法廷警察権本来の目的の達成を妨げるとの實質上の考慮も働いているものと思われる(草野豹一郎氏前掲四頁参照)。そして、不服申立は、結局、裁判所の事務の取扱方法に対する不服(八二)の方法によるはかばかはないとする(羽生田利朝氏前掲一六二頁、裁判所構成法につき、長島毅氏「裁判所構成法」九〇頁)。

他方、法廷警察上の処分は不服申立を許すべきものとする見解は、多くは、法廷警察権を裁判権あるいは司法行政権であつても裁判権に直接付随する権限と解し、かつ、刑事訴訟法第三〇九条は同法第二八八条(裁判長の法廷警察権に関する規定)の後に位置すること、裁判長は合議体の代表者として法廷警察権を行使すること、法廷警察権は訴

訟指揮権と密接な関係を有すること等を理由に、同法第三〇九条第二項にいう「裁判長の処分」には、法廷警察上の処分をも含むものとする(井上正治氏前掲八〇頁以下、小野清一郎氏ほか「改訂刑事訴訟法」六四五頁、岸盛一氏前掲一〇六一頁、平野竜一氏「刑事訴訟法」一六九頁、青柳文雄氏「新訂刑事訴訟法通論」五六五頁以下、高田卓爾氏「刑事訴訟法」四一八頁、昭二八・一二・四東京高決、高刑特報三九号二二頁)。

なお、民事訴訟の関係では、異議に関する規定(民法二二九、二九五、民訴規三六)が異議の対象を明瞭に定めているので、法廷警察上の処分に対し、これらの規定にもとづき不服を申し立てるかという問題は生じない(菊井維大・村松俊夫氏「民事訴訟法」四三二頁参照)。

(四) 以上のほか、本法以外の法律および最高裁判所規則によつて、法廷の秩序を維持するために、予防的な措置をとる権限が裁判長に、制裁等の措置をとる権限が裁判所に与えられている。

1 裁判長は、必要があると認めるときは、傍聴につき次の処置をとることができる。

(1) 傍聴席に相応する数の傍聴券を発行し、その所持者に限り傍聴を許すこと(裁判所傍聴規則一)(注1)。

(2) 裁判所職員に傍聴人の被服または所持品を検査させ、危険物その他法廷において所持するのを相当でないと思料する物の持込みを禁じさせること(同規則一2)。

(3) 右の(2)の処置に従わない者、児童、相当な衣服を着用しない者および法廷において裁判所または裁判官の職務の執行を妨げまたは不当の行状をすることを疑うに足りる顕著な事情が認められる者の入廷を禁ずること(同規則一3)(注2)。

(4) 傍聴人の入退廷に際し、必要な事項を命ずること(同規則二)。

(5) 法廷において、傍聴人に対し、必要な事項を命ずること(同規則三4)。

2 法廷における手続は、原則として、公開で行なわれる(憲八二一)。このことは、当然に、法廷における手続

についての報道の自由を意味する。裁判に関する正確な報道がなされることは、不公正な裁判の防止という公開裁判本来の趣旨に合致するばかりでなく、裁判の実情を国民に広く周知させ、法の支配を徹底させるのに寄与するという意味で、好ましいことである。しかし、報道のための法廷における取材活動は、その手段いかんによつては、同時に、裁判所の審理を妨げ、あるいは訴訟関係人の人権を害する場合があります。ひいては、裁判の公正を害するおそれのあることを看過することはできない。したがつて、法廷における取材活動は、このような観点からの規制に服しなければならない(注3)(注4)。

(1) 刑事訴訟においては、公判廷における写真の撮影、録音または放送は、裁判所の許可を得なければ、これを行うことができないこととなつている(刑訴規二二五)(注5)。法廷においてノートをとることは、特別の事情がないかぎり、裁判所の審理を妨げ、または法廷の威信を傷つけるとは考えられないので、通常の規制(七一II)に服せれば足りるとされたものであろう。実務上は、写真の撮影(注6)は、これを全面的に許可しないこととされるたてまえであるが、例外的にこれを許可する場合においても、裁判所において相当と認め、かつ、被告人に異議がないときで、開廷前にかぎり、許可され、その場合でも、身柄拘束中の被告人については、その手錠および捕じよう等はずし身体の拘束を受けていない状態において撮影させるように留意され、録音または放送は、許されていない(注7)。また、少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年令、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事または写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならないのであり(少年法六一)、このような被告人の事件の法廷における写真撮影は、嚴重に禁止されなければならない。

(2) 民事訴訟においても、法廷における写真の撮影、速記、録音または放送は、裁判長の許可を得なければす

第七十一条 (法廷の秩序維持)

四〇

ることができないこととされている(民訴規二一)。裁判所の審理が妨げられるおそれと訴訟関係人の利益を考慮に入れて、許否を決すべきであらう。

3 刑事訴訟では、公判廷においては、被告人の身体を拘束してはならないが、被告人が暴力を振いまたは逃亡を企てた場合は、これを拘束することができ、また、被告人の身体を拘束しない場合にも、これに看守者を付することができる(刑訴法二八七)。

4 法廷の秩序をみだす行為に対する制裁は、第七三条に定めるもののほか、法廷等の秩序維持に関する法律および法廷等の秩序維持に関する規則に規定がある(注8)(注9)。

(1) 裁判所または裁判官が法廷または法廷外で事件につき審判その他の手続をするに際し、その面前その他直接に知ることができる場所で、秩序を維持するため裁判所が命じた事項を行なわずもしくは執つた措置に従わず、または暴言、暴行、けん撃その他不穏当な言動で裁判所の職務の執行を妨害もしくは裁判の威信を著しく害する行為があつたときは、裁判所は、その場で直ちに、裁判所職員または警察官に行為者を拘束させることができる(同法三二、二一)。この拘束は、急速を要する場合には、裁判長がさせることができる(同規則二一)(注10)。

(2) 制裁を科する裁判の手続は、右の行為があつた場合、原則として、本人在席のうえ(同規則七)、弁護士の補佐を受けさせ(同規則六)、右の行為を直接に知りえた裁判所または裁判官がみずから(同法三一、同規則五)行なう(注11)。裁判所または裁判官は、必要があると認めるときは、職権で本人の審問その他の事実の調査をすることができ(同規則八)、また、民事訴訟法による証拠調の場合の例により、証人尋問その他の証拠調をすることができ(同法四四)。

(3) 裁判所または裁判官は、右の行為をした者に対し、制裁を科するのを相当と認めるときは、その行為に応じて、二〇日以下の監置もしくは三万円以下の過料に処し、またはこれを併科する(同法二一、三一、同規則一〇一)(注12)。制裁を科する裁判は、できる限りその日のうちにするものとし(同規則三)、右の行為が終つた時から一か月を経過した後は、することができない(同法四二)。右の行為をした者を拘束していた場合において、拘束の時から二四時間以内に監置に処する裁判のなされないときは、裁判所は、直ちにその拘束を解かなければならない(同法三二)。

(注1) 本条は、憲法第八二条に違反しないものとする判例として、昭二七・一二・八広島高判決(高裁判特報二〇号一四頁)、昭二九・六・一二大阪高判決(高裁判特報二八号一四七頁)、昭三二・七・二〇東京高判決(東京高刑時報八巻七号二一五頁)等がある。

(注2) 裁判所構成法には、次の規定が置かれていた。
第一〇七条 裁判長ハ婦女児童及相当ナル衣服ヲ著セサル者ヲ法廷ヨリ退カシムルコトヲ得其ノ理由ハ之ヲ訴訟ノ記録ニ記入ス

(注3) 昭三三・二・一七最高大法廷決定刑集一二巻二五三頁、田藤重光氏はか「法廷における写真撮影と録音放送の可否」ジュリスト一二五号二頁、田中耕太郎氏「裁判と報道の自由」ジュリスト一四五号二頁、樋口勝氏「法廷写真等の制限について」実例法学会集 刑事訴訟法一七〇頁、岸盛一氏「写真と人権」法曹五七号一五頁参照。

(注4) 欧米各国の法廷等における報道の規制は、おおむね、次のとおりである。
i 米国の連邦裁判所では、連邦刑事訴訟規則で次のように定めている。
第五三条 法廷における行為の規制
裁判所は、司法手続進行中における法廷内での写真の撮影または法廷内からの司法手続のラジオ放送を許してはならない。
さらに、一九六二年三月の連邦司法会議の決議では、右の基本原則を民事手続にも拡張するとともにテレビによ

第七十一条 (法廷の秩序維持)

四一

第七十一条 (法廷の秩序維持)

る放送および法廷のまわりの部分の取材をも禁ずることとしている。
また、アメリカ法曹協会の司法倫理綱領では、次のように定めている。

三五 法廷の手続の不当な発表。法廷における手続はそれにふさわしい尊敬と礼節をもつて行なわれなければならない。開廷中または休廷中の法廷の写真撮影、法廷手続の放送またはテレビ放送は、手続の本質的尊厳を傷つける性質をもち、証言に際し証人の気を散らし、裁判所の品位を傷つけ、裁判所に關し国民の心に誤った観念をつくり出す傾向をもち、許されてはならない。

ただし、帰化手続の一部(申請者の尋問を除く)であつて、帰化の本質的尊厳および重大性を印象的な方法で公示する目的のため様式としてのみ計画され執行される部分を、裁判所の監督の下に、放送しまたはテレビ放送することは、この限りでない。

そして、實際上、法廷内における写真撮影、法廷内からの放送は、例外なく、すべての裁判所で禁止されているようである。

ii 英國の刑事裁判法(一九二五)は、次のように定めている。

第四十一条 裁判所における写真撮影等の禁止

〔一〕何人も、次にかかげる行為をしてはならない。

(a) 裁判所において、写真(photograph)を撮影し、または撮影しようとする。公表する意図をもつて、裁判官、陪審員または民事・刑事をとわず、裁判所の面前で行なわれるすべての手続における証人もしくは当事者の肖像画(portrait)または写生図(sketch)を描き、または描こうとする。

(b) 前号の規定に違反して撮影され、または描かれた写真、肖像画もしくは写生図またはこれらの複製物を公表すること。

本条の規定に違反する行為をした者は、略式手続(summary conviction)により、各行為につき、五〇ポンドを超えない額の罰金刑に処せられる。

〔二〕本条においては、

(a) 「裁判所」(“court”)とは、すべての司法裁判所を意味し、検察官裁判所(court of a coroner)をも含む。

(b) 「裁判官」(“judge”)とは、市裁判官(recorder)、裁判所登録官(registrar)、下級判事(magistrate)、判事(justice)および検屍官(coroner)を含む。

(c) 写真、肖像画または写生図は、次の場合には、裁判所において撮影され、または描かれたものとみなされる。それらが、法廷、開廷中の建物またはその近接地域において撮影され、または描かれた場合。あるいはそれらが、法廷、開廷中の建物またはその近接地域に出入しようとする人物を撮影し、または描いた写真、肖像画または写生画である場合。

右の規定に従い、裁判所構内においては、法廷の内外を問わず、写真撮影等は厳禁されており、録音、放送等についても、別段禁止規定はないが、写真撮影等と同様に、厳禁されているようである(田中勇雄氏「刑事裁判の開廷中の法廷内における写真撮影、録音、放送等の取扱に關する西欧各國の實情」在外研究報告第一四号三二頁)。

iii ドイツ裁判所構成法の規定は、次のとおりである。

第一六九条 I 判決裁判所における審問は、判決および決定の言説をも含めて公開する。

II 公開もしくは内容の公表を目的とする放送用の録音ならびにテレビ撮影および有聲、無聲の映画撮影はこれを禁止する。

法廷内の写真撮影は、右規定ではなく、裁判長の法廷警察権(同法第一七六条)によつて規制され、通常は、裁判官の入廷後審理開始前で、事前に被告人の同意を得られた場合に限つて許可されているようである(在外研究報告第一四号四〇頁以下)。

iv フランスにおいても、次の規定により、法廷内の写真撮影、録音、放送は、全面的に禁止されている。
刑事訴訟法典(code de procédure pénale)(一九五九)

【重罪法廷に關し】

第三〇八条 開廷後においては、一切の録音または有聲放送の装置、テレグジョンまたは映画の撮影機、写真装置の使用を禁止する。これに違反した者は、三百フラン以上九万フラン以下の罰金に処する。この罰金は、第四部第八編(裁判所の公判廷において行なわれた犯罪の裁判)に定める条件の下でこれを言い渡すことができる。

【軽罪裁判所に關し】

第七十一条 (法廷の秩序維持)

第七十一条 (法廷の秩序維持)

第四〇三条 照延後においては、一切の録音または有聲放送の装置、テレウジヨンまたは映画の撮影機、写真装置の使用を禁止する。これに違反した者は、三百フラン以上九万フラン以下の罰金に処する。この罰金は、第四部第八編に定める条件の下でこれを言い渡すことができる。

(注5) 本条は、憲法第二一条に違反しないものとする判例として、昭三三・二・一七最高大法廷決定(刑集一二巻二二五三頁)がある。

(注6) 写真による報道は、当然には報道の自由に含まれないことを理由に、裁判長は、法廷秩序維持の観点だけからでなく、事件の審理上の考慮等をも加えて、許否を決することができるとする見解として、平野竜一氏「刑事訴訟法」一六六頁以下。

(注7) 昭二六・七・二七刑一第一六九七三号「刑事法廷における写真撮影について」最高裁判事局長通達、昭二九・二一〇刑一第一四号「法廷内における写真撮影。録音、放送について」最高裁判事務総長通達、最高裁判事務総局広報課「テレビ、ニュース映画等の法廷取材」田中長官ら報道関係者と話し合う(「法曹」一一〇号四五頁以下)、同「テレビ、ニュース映画等の法廷取材」横田長官報道関係者と話し合う(「法曹」一三四号一〇頁)参照。

なお、写真撮影が許される場合にあつても、「スチール写真」のみであつて、テレビ、ニュース映画の撮影は許されていないようである。

(注8) 同法制定の沿革については、桑原正憲氏「法廷等の秩序維持に関する法律について」(法曹時報四巻八号六八頁以下)。

なお、「本法による制裁は従来の刑事的行政的処罰のいずれの範疇にも属しないところの、本法によつて設定された特殊の処罰である。そして、本法は、裁判所または裁判官の面前その他直接に知ることができる場所における言動つまり現行犯的行為に対し裁判所または裁判官自体によつて適用されるものである。従つて、この場合は令状の発付、勾留理由の開示、訴追、弁認人依頼権等刑事裁判に關し憲法の要求する諸手續の範圍外にあるのみならず、また、つねに証拠調を要求されていることもないのである。かような手續による処罰は、事実や法律の問題が簡單明瞭であるためであり、これによつて被処罰者に対し憲法の保障する人権が侵害されるおそれがない。なお、損われた裁判の威信の回復は迅速になされなければ十分効果を挙げ得ないから、かような手續は迅速性の要求にも適うものである。

以上の理由からして本法二条による監置決定は憲法三二条、三三条、三四条、三七条に違反するものではない。また本法三条二項による行為者の拘束も、監置のため必要な保全処置であり、憲法のこれらの法条に違反するものではない。(昭三三・一〇・一五最高大法廷決定、刑集一二巻一四号三二九頁)

(注9) 各国の立法例については、二の(一)の(注2)参照。

(注10) 裁判所構成法でも、違犯者を行状により勾引する権限は裁判長に、これに制裁を科する権限は裁判所に与えられていた(一〇九頁)。

(注11) 「制裁を科する裁判の手續は必ずしも公開の法廷であることを必要としない」(昭三五・九・二一最高一小法廷決定、刑集一四巻一四九八頁)。

(注12) 本法施行(昭和二十七年九月二十五日)以来昭和四三年二月三十一日までの間において、本法による制裁を受けた者は監置のみに処せられた者三八人、過科のみに処せられた者二三人、双方を併科された者二人、合計六三人であり、これらの者の法廷における身分の内訳は、被告人(原・被告、少年を含む)四一人、弁認人三人、証人一人、傍聴人等一八人である。

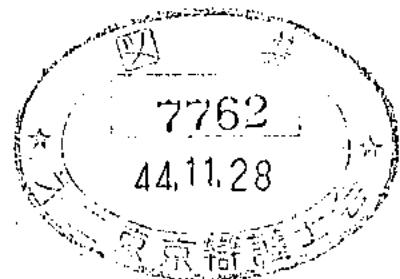
第七十一条の二 (警察官の派出要求)

裁判長又は開廷をした一人の裁判官は、法廷における秩序を維持するため必要があると認めるときは、警視總監又は道府県警察本部長に警察官の派出を要求することができる。法廷における秩序を維持するため必要があると認めるときは、開廷前においてもその要求をすることができる。

③ 前項の要求により派出された警察官は法廷における秩序の維持につき、裁判長又は一人の裁判官の指揮を受ける。

一 本条は、警察官の派出要求について規定したものである。

二 法廷における秩序の維持は、裁判長または開廷をした一人の裁判官が行なうものとされ(七一)、その命を受けて、裁判長等の命令または命ずる処置(七二)を実行する者としては、本法では、延更が予定されている(六三)。



昭和四年六月三〇日発行

所
局
裁
判
最
高
法
院
總
務
部

裁判所法逐条解説 下巻

定価七五〇円

發行人 法曹会理事 寺田治郎

發行所 東京福千代田区福が岡一丁目二番一号
法曹会

電話(總) 二四六(代表)
東京一五六七〇番

印刷 株式会社 第一印刷所
製本 菊川製本株式会社

落字・風字はわ版替えいたします。